

第15条の2 走行中の牽引自動車及び被牽引自動車の減速及び停止等に係る牽引自動車の制動性能に関し、保安基準第12条第2項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。この場合において、次項及び第3項の自動車以外のものにあつては、保安基準第12条第2項の告示で定める基準に適合するものとする。

- 2 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度25km/h以下の自動車並びに次項の自動車を除く。この項において同じ。）にあつては、協定規則第13号の附則4の2.1.2.に適合する制動装置を備えていること。ただし、貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあつては、次項の基準に適合するものであつてもよいものとする。
- 3 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h以下の自動車を除く。）にあつては、協定規則第13号の附則3の2.1.2.に適合する制動装置を備えていること。